

第 100 号議案

豊後大野市感染症金融対策基金条例の制定について

豊後大野市感染症金融対策基金条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

新型コロナウイルス感染症感染拡大による売上高の減少等の影響を受けた中小企業等に対する利子補給に要する経費の財源に充てるため、感染症金融対策基金を設置したので、この案を提出するものである。

豊後大野市感染症金融対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大による売上高の減少等の影響を受けた中小企業等に対する利子補給に要する経費の財源に充てるため、豊後大野市感染症金融対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。